



平成16年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役社長 長 嶋 重 雄
(コード番号：2394)
問 合 せ 先 専務取締役経営企画室長 早 原 弘 明
(TEL. 03-3878-1176)

公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成16年1月29日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきましては、発行価額等が未定でありましたが、平成16年2月13日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1 . 発 行 価 額 1株につき 金 144,500円
(ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)
- 2 . 発行価額中資本に組入れない額 1株につき 金 72,250円
(なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。)
- 3 . 仮 条 件 170,000円から200,000円

4 . 仮条件の決定理由等

当社は、中古自動車のオークション事業を主たる業務にしております。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

首都圏及び関西圏に大規模な中古車オークション会場を運営しており、業界での安定的地位が確立されていること。

足下の業績については、既存会場の成長による利益の拡大が見込めること。

中期的には、強い差別化要因が見出しにくく、競争の激化も予想されること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規公開株のマーケットにおける評価、並びに店頭登録日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は170,000円から200,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集・売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

- (イ) 発行新株式数 普通株式 11,000株
(ロ) 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 3,000株
オーバーアロットメントによる売出し 上限2,100株 ()

(2) 需要の申告期間 平成16年2月16日(月曜日)から
平成16年2月20日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成16年2月23日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成16年2月24日(火曜日)から
平成16年2月27日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成16年3月2日(火曜日)

(6) 配当起算日 平成15年10月1日(水曜日)

(7) 株券受渡期日 平成16年3月3日(水曜日)

- () 1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成16年1月29日及び平成16年2月13日開催の各取締役会において、野村證券株式会社を割当先とし、払込期日を平成16年3月26日とする当社普通株式2,100株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、平成16年3月3日から平成16年3月19日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れる株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場において、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資にかかる割当においては、かかるシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式数について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 第三者割当増資の条件

- (1) 発行価額 1株につき 金 144,500円
(2) 発行価額中資本に組入れない額 1株につき 金 72,250円

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。